税関で2万個/年差し止めてみた



中村合同特許法律事務所

弁護士・弁理士 外村玲子(とのむら れいこ)



輸入差止申立制度とは

知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣 接権及び育成者権)を有する者または不正競争差止請求権者が、

侵害品が輸入されようとする場合に、

税関長に対し、

当該貨物の輸入を差し止め、認定手続を執るべきことを申し立てる制度 (関税法第69条の13、同法施行令第62条の17の規定)

しくみ 2パターン

1 認定手続き

税関が発見

権利者·輸入者に連絡 双方意見書提出 → 税関が判断

2 輸入差止申立て・簡素化手続き

 \rightarrow

権利者が書類提出

税関が判断

疎明資料 識別ポイント 申立書 輸入者が争う場合、権利者は意見書提出

権利者にとってのメリット

- •侵害品の拡散を効果的に防止
- •輸入者及び輸出者の住所(所在地)及び氏名(社 名)が開示される
- ・全国の税関(函館税関、東京税関、横浜税関、大阪税関、名古屋税関、神戸税関、門司税関、長崎税関、沖縄地区税関)でチェックしてもらえるため、地理的範囲の効果が大きい

効果を最大限にするために

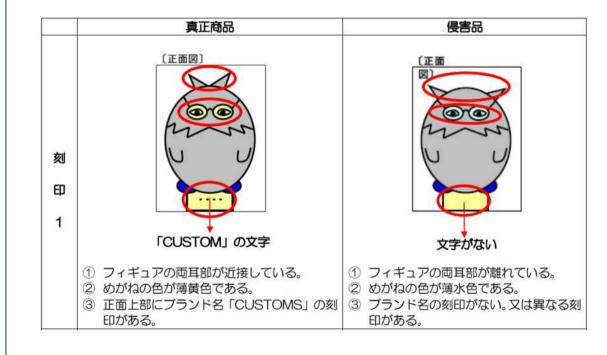
▷税関職員の方向け識別研修に 参加する

販売状況と差止実績の分析

▷識別ポイントはシンプルに かつ しぼる

税関でアンケート実施

▷ブランドのロゴマークの変更、製品のデザイン変更の都度、識別ポイントをアップデート



https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/fukyo03.pdf

差止回避工作事例



https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2021/ka20220304.pdf

税関差止制度をさらに活用



刑事手続

輸入者の居住地を管轄する警察署(生活安全課)に協力依頼 鑑定書を警察に提出 / 供述調書を作成してもらう 被疑者/被告人の弁護人と示談交渉

民事手続

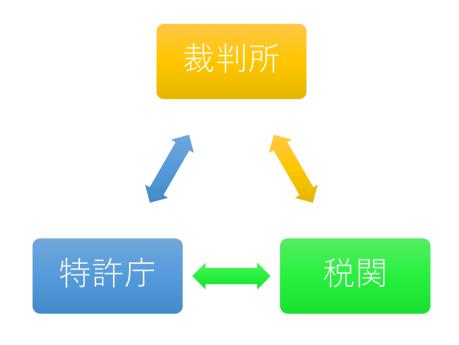
商標権侵害/著作権侵害 など

仮処分 本案訴訟

判決→同種の疑義貨物の税関差止をサポートする資料に

ポイント

- •税関の情報から訴訟手続き
- ・侵害品の状況を見て、商標 登録出願の指定商品を依頼 者に提案
- •刑事事件につなげることで 損害を部分的に取り戻すこと ができる可能性を探る



ご清聴ありがとうございました